

格 付 基 準

(1) 阿南市内建設業者の格付基準

業種 級別	土木一式	とび・土工 コンクリート	建築一式	舗装	管	水道施設	電気	塗装	造園
特A級	上位20業者 (注1)(注3)		上位15業者 (注2)(注3)						
A級	730点以上 (ただし、特A級の業者を除く。)	730点以上	720点以上 (ただし、特A級の業者を除く。)	680点以上	730点以上	730点以上	750点以上	700点以上	780点以上
B級	680～729点	680～729点	660～719点	679点以下	729点以下	729点以下	749点以下	699点以下	779点以下
C級	679点以下	679点以下	659点以下						

注1. 土木一式工事の特A級は、格付点数の上位20業者の内、(1-1)格付のその他の基準(技術者条件)を満たすものを対象とする。

注2. 建築一式工事の特A級は、格付点数の上位15業者の内、(1-1)格付のその他の基準(技術者条件)を満たすものを対象とする。

注3. 市内業者扱いの大臣許可業者及び県知事許可業者の等級は、格付点数の該当するところの等級とする。
特A級の業者は市内に主たる営業所のある業者数とし、市内業者扱いの大臣許可業者はその数に含まないものとする。とび・土工・コンクリートの許可業者は土木工事業の指名基準を適用する。

注4. 随時受付期間(7月1日から12月10日)に申請した業者は、上記の格付点数に関わらず、次に格付を行う日(毎年6月1日)までは、認定された業種の最低ランクに格付する。

(1-1) 格付のその他の基準(技術者条件)

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、水道施設工事及び電気工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。
なお、技術者条件は直近(毎年5月1日時点)の経営事項審査の技術職員数に基づくものとする。

建設工事の種類	等級	技術者条件
土木一式工事	特 A	技術職員7人以上(内1級3人以上)
	A	技術職員4人以上(内1級1人以上)
建築一式工事	特 A	技術職員6人以上(内1級2人以上)
	A	技術職員4人以上(内1級1人以上)
舗装工事、管工事、 水道施設工事 及び電気工事	A	技術職員3人以上(内1級1人以上)

(2) 阿南市内にその他の営業所を有する大臣許可業者及び県知事許可業者の取扱い

業 種	発注する金額基準	
土木工事業	設計金額	1,500万円以上の工事
建築工事業	〃	6,000万円以上の工事
電気工事業	〃	1,000万円以上の工事
管工事業	〃	1,000万円以上の工事
舗装工事業	〃	500万円以上の工事
水道施設工事業	〃	1,500万円以上の工事
造園工事業	〃	500万円以上の工事
塗装工事業	〃	500万円以上の工事
その他の工事業	(別途審議)	

※ただし、平成18年7月1日から当分の間、準市内扱い業者の新規認定を行わない。

備考：指名競争入札参加者名簿に営業所又は出張所として登録をした国土交通大臣許可の業者についての各種建設工事業における指名競争入札参加基準は、上記の表による。

(3) 工事業者の格付を定める場合の主観点数算定要領

① 指名停止

指名停止1箇月毎につき10点の減点を行う。

対象期間は、当該格付を行う日の前年度(4月1日から翌年3月31日)の間とする。

なお、年度をまたがる場合は、指名停止の期間の始期の属する月は1箇月として取扱い、終期の属する月がその日を持って満了しない場合は、この月を切り捨て翌年度へ持ち越す。

② 工事成績による加減点

当該格付を行う日の前年度(4月1日から翌年3月31日までの間とする。)の工事成績について、1件ごとに次の式により加減点を行う。

この工事成績の対象は、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格以上のものとする。

(1)建築一式工事、塗装工事、電気工事、管工事、その他工事検査課長が定める工事
500万円

(2)土木一式工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事、その他工事検査課長が定める工事
250万円

75点を超える工事 (得点-75)×2点を加算

60を下回る工事 (60-得点)×2点を減算

③ 技術力

直近(毎年5月1日時点)の経営事項審査の技術職員数(該当業種による)をもとに、1級技術者1名につき5点、(うち監理技術者資格証を保有し、かつ監理技術者講習を修了した者1名につき6点)、登録基幹技能者講習を修了した者1名につき3点、2級技術者1名につき2点、その他の技術者1名につき1点を技術力に対する点数として与える。

④ ISO認証取得

ISO9000'S及び14001を取得している場合には各10点を与える。

9000'Sについては複数取得した場合においても10点のみとする。

ただし、直近(毎年5月1日時点)の経営事項審査に基づくものとする。

⑤ 地域貢献

毎年5月1日時点において、阿南市と災害時の応急措置に関する協定を締結している団体に加入し、当該団体と防災協定に基づいて災害活動等に従事するものを評価する。

この場合、対象とするのは、1事業者につき、一の協定等のみとし、一律10点を加算する。

設計金額による発注基準

業 種	設 計 金 額	建 設 業 者 の 等 級
土木一式工事及び とび・土工・コンクリート	100万円未満	C級
	100万円以上 200万円未満	C級 ・ B級
	200万円以上 300万円未満	C級 ・ B級 ・ A級
	300万円以上 500万円未満	C級 ・ B級 ・ A級 ・ 特A級
	500万円以上 1,500万円未満	B級 ・ A級 ・ 特A級
	1,500万円以上 3,000万円未満	A級 ・ 特A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	工事箇所地区のA級 ・ 特A級
	6,000万円以上 1億5,000万円未満	特A級
	1億5,000万円以上	別 途 審 議
建築一式工事	300万円未満	C級
	300万円以上 500万円未満	C級 ・ B級
	500万円以上 3,000万円未満	C級 ・ B級 ・ A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	B級 ・ A級 ・ 特A級
	6,000万円以上 1億円未満	A級 ・ 特A級
	1億円以上 2億円未満	特A級
	2億円以上	別 途 審 議
	* 1億円以上の工事は、特定建設業の許可業者	
舗装工事	500万円未満	B級 ・ A級
	500万円以上 1,000万円未満	A級
	1,000万円以上	別 途 審 議
管工事	250万円未満	B級
	250万円以上 3,000万円未満	B級 ・ A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	A級
	6,000万円以上	別 途 審 議
水道施設工事	200万円未満	B級
	200万円以上 3,000万円未満	B級 A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	A級(一部別途審議)
	6,000万円以上	別 途 審 議
電気工事	200万円未満	B級
	200万円以上 3,000万円未満	B級 ・ A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	A級
	6,000万円以上	別 途 審 議
塗装工事	200万円未満	B級
	200万円以上 500万円未満	B級 ・ A級
	500万円以上 1,000万円未満	A級
	1,000万円以上	別 途 審 議
造園工事	200万円未満	B級
	200万円以上 500万円未満	B級 ・ A級
	500万円以上	別 途 審 議

別表3(第5条関係)

地 区 割

富岡地区．宝田地区．中野島地区．長生地区．大野地区
加茂谷地区．見能林地区．橘地区．桑野地区．新野地区
福井地区．椿地区．那賀川地区．羽ノ浦地区